

要 旨

本論文は、旧京都府立総合資料館ならびに後継施設である京都府立京都学・歴彩館の歩みを通じて、京都府の公文書管理が抱えている課題の整理とその改善について論じたものである。具体的には公文書管理に関する新たな制度の設計と、評価選別のあり方の見直しである。

第1章では京都府立総合資料館時代について簡潔に説明した。総合資料館は図書館・博物館・公文書館機能を有した独自性のある施設であり、公文書管理制度はあとから整備されていったことを示した。制度的枠組みが現行の制度に近くなったのは1988年で、柱となったのは「京都府文書の保管、保存等に関する規程」と「府引渡し文書及び府地方機関等文書収集基準」である。こうした整備の結果、収集する公文書の数量がその後一定の増加をみたことを示した。一方、これらの制度や、当時行われていた評価選別については当時の総合資料館職員が問題点を整理して論じており、その内容を紹介した。

第2章では20世紀の終わりから21世紀初めにかけて、総合資料館をめぐる状況が変化したことから新たな資料館構想が浮上したことについて論じた。2000年代初頭に問題点が一定整理されたのち、2007年の「総合資料館あり方検討プラン」、ついで2008年の「総合資料館基本構想」で目指すべき方向性が打ち出された。この中では最新の公文書管理をめぐる情勢変化を踏まえながら、当時どのような課題が認識されていたかを示し、施設整備とともに京都府の公文書管理制度の再整備を目指すことが打ち出されていたことを示した。

第3章では京都学・歴彩館の発足後の現状と、今後目指すべき制度整備と評価選別のあり方について神奈川県・滋賀県の事例との比較をしながら論じた。歴彩館の現状において構想が十分な反映をみななかった原因として、館の持つ多義的な機能の問題を挙げた。また評価選別においては、電子公文書の選別を行うようになったことから方法の見直しを実施したことを示した。

神奈川県・滋賀県の事例については、それぞれ京都府としてどの部分を参考にすべきかを論じた。そして京都府においては公文書管理条例を制定することを提案し、その中で理念・権限の明確化と収集対象の拡大を盛り込むことを目指すべきだと論じた。評価選別に関しては全文書を対象にすることと中間書庫の整備を具体的な方策として提案した。そして実現のために幅広い合意を得やすい電子公文書への対応から取り組むべきことを論じた。